

農薬販売者の届出について

農薬を販売するには、農薬販売者の届出をその販売所ごとに、当該販売所の所在地を管轄する県知事に届け出なければなりません。

また、届出内容に変更があった場合や販売を廃止する場合にも届出が必要です。

- ① 農薬販売者届は、販売開始の日まで（開始の日も含む）に届け出ること。
- ② 変更・廃止届は、事実発生の日から2週間以内に届け出ること。
- ③ 受理証を紛失し、再交付を受ける際は、所定の申請書を提出すること。
- ④ 市町村合併等により届出の住所表記が変わった際も、変更届を提出すること。

1 届出書の記載

様式は別紙のとおり

2 届出書類（各1通）

ア 販売者届

[法人]

- ・販売者届
- ・登記簿謄本または定款の写し（コピーでも可）
※法人名、法人住所、法人代表者の肩書・氏名が確認できるもの。
- ・販売所の所在地付近の概略図
- ・誓約書

[個人]

- ・販売者届
- ・住民票の写し
- ・販売所の所在地付近の概略図
- ・誓約書

イ 変更届（名称・住所・代表者の氏名・卸小売の変更等）

- ・変更届
- ・農薬販売者届受理証または受け付けた旨の文書
(紛失した場合は「受理証紛失届」様式で届けること。)
- ・誓約書
- ・個人の届出で、住所の変更の場合は住民票の写し
- ・法人の名称、住所、代表者の氏名等変更の場合は、登記簿謄本の写し

※法人名、法人住所、法人代表者の肩書・氏名等、変更事項が確認できるもの。

※個人での届出で法人化した場合、あるいは後継人が事業を引き継いだ場合 も、一旦廃止届を出して、改めて販売者届を出して下さい。

ウ 廃止届

- ・廃止届
- ・農薬販売者届受理証または受け付けた旨の文書
(紛失した場合は「受理証紛失届」様式で届け出ること。)

エ 再交付申請

- ・農薬販売者届出済証明願
- ・誓約書

オ 各届共通事項

「農薬の販売を行う際の遵守事項について」（チェックリスト）を添付すること。

各届とも届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の 氏名）並びに連絡先の電話番号を必ず記入して下さい。

登記簿謄本および住民票は発行日から3ヶ月以内のものを提出して下さい。

登記簿謄本の交付に2週間以上要する場合は、登記簿謄本以外の届出書類及び送付状（任意様式：連絡先（担当者の所属部署、氏名、電話番号等）及び登記簿謄本の交付予定日等を記載してください。）を期限内に提出し、登記簿謄本は交付を受け次第、直ちに提出してください。なお、農薬販売届受理証の交付は、登記簿謄本で届出内容を確認した後となりますので予めご承知おきください。

3 提出方法

(1) 提出方法

郵送、電子メール (nogyogijutsu@pref.kumamoto.lg.jp)、Emaff (農林水産省共通申請サービス) による提出、または以下の提出先へ直接お持ち込みください。

(2) 提出先・問い合わせ先

〒862-8570 (住所不要)

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県庁 農林水産部 農業技術課 植物防疫・農薬監視班

TEL : 096-333-2381

FAX : 096-381-8491

e-mail : nogyogijutsu@pref.kumamoto.lg.jp